○中部地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　尾張北部都市計画緑地事業第二号尾張広域緑道

三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　愛知県小牧市大字久保一色字野中及び字内田、久保本町並びに久保新町地内

○近畿地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都府久世郡久御山町森村東三六三番一から同町野村村東三九一番一まで	前	二六・〇〇～二六・二〇メートル
	後	二六・〇〇～二六・二〇　〇・〇六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方上中郡若狭町天徳寺二八号伏木一〇番三から同町天徳寺三五号上富四三番一まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	小浜市多田一一号居折三番から同市和久里一九号小橋ノ本八番二まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

建築検査機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松尾十志宏
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年三月一日

○近畿地方整備局告示第九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿確認検査センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	楠本　國士
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年一月二十八日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	小山　一彦
変更後	楠本　國士

(2)　変更年月日

平成二十二年一月二十八日

○近畿地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　西淡都市計画道路事業三・五・四百二十号湊線及び三・五・四百二十一号湊古津路線

三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県南あわじ市湊字平石及び字叶堂向並びに松帆古津路字叶堂地内

使用の部分　なし